

形状を表す名詞と形容詞の対立をめぐって

木 下 り か

要 旨

語基を同じくし意味的な対応を持つ名詞と形容詞は、その意味を大きく変えることなく互換可能である。形状を表す「丸のN」「丸いN」、「四角のN」「四角いN」もその例である。

このような名詞と形容詞の使い分けを見ると、名詞「丸のN」「四角のN」は、「コンテキストに存在するほかの形状との対比の中で、Nの性質（形状）について述べる」場合に用いられると考えることができる。「コンテキストに存在する他の形状との対比の中で」ということは、「丸のN」や「四角のN」における「丸」や「四角」が、丸や四角のモノを指示する機能を持つことを示している。

このように考えることで、「丸のN」や「四角のN」が制限的修飾として用いられるが非制限的修飾には馴染まないこと、また、非制限的修飾であっても一定の文脈が与えられれば、すなわち客観的定義機能を持つ場合であれば用いることができることなど、これらに特有のふるまいが説明可能となる。

キーワード：制限的修飾、非制限的修飾、客観的定義機能、属性、指示

1. はじめに

名詞と形容詞は、語基を同じくし、意味的な対応関係を持つ場合がある。これには「遠くの家」「遠い家」、「多くの人」「多い人」のように位置や量を表すもののほか、「赤の花」「赤い花」のように色彩を表すもの、さらには次に示すような形状を表すものもある。

(1) 当時、お土産のお菓子はみな四角の箱に入って売られていたので、それならば丸

の箱に入れたらどうかと考えた。

- (2) 当時、お土産のお菓子はみな四角い箱に入って売られていたので、それならば丸い箱に入れたらどうかと考えた。

このような対応関係をなす名詞と形容詞との棲み分けのうち、位置や量については寺村(1991)、木下(2005)など、色彩については沢田(1992)、木下(2006)などに考察がある。しかし、形状を表す名詞と形容詞に関する論考は、管見のかぎり見当たらない。

名詞と形容詞という品詞の対立と捉えれば、量や位置であろうが色彩であろうが、その間に見られる相違の背景には同じ仕組みが働いている可能性がある。そのいっぽうで、位置を表すか、形状を表すか、絶対形容詞であるか相対形容詞であるかといった個別の事情によってそれぞれ棲み分けのあり方が異なっている可能性も十分に考えられる。そこで本稿は、形状を表す名詞のふるまいに焦点を当て、形容詞と比較しつつ考察を行うことにする。

形状を表す用語において名詞と形容詞が対応関係を持つのは、基本的な形状である「四角」「丸」に限られている。次に示すように「三角」や「ひし形」に対応する形容詞は存在しない。

- (3) 三角の旗／*三角い旗

- (4) ひし形の餅／*ひし形い餅

以下、本稿が考察の対象とするのは「丸のN」「丸いN¹⁾」、「四角のN」「四角いN」である。²⁾「丸いN」「四角いN」と比較しつつ、「丸のN」「四角のN」の特徴を探っていくことになる。

2. 制限的修飾と非制限的修飾

2.1 制限的修飾

周知のとおり、連体修飾は制限的修飾と非制限的修飾とに分けることができる。制限的修飾とは、被修飾名詞の集合から部分集合を切り出す場合である。たとえば「おもしろい本」という場合、被修飾名詞「本」の集合のうち「おもしろい」本が部分集合として取り出されることになる。いっぽう、非制限的修飾の場合には被修飾名詞がすでに特定化されており、その特定化されている指示対象に何らかの属性が付与されることにな

1) 漢字表記としては「丸い」も「円い」もとくに区別することなく考察の対象とする。「立体的な物の場合には「丸い」、平面的な物の場合には「円い」と書くことが多い(『現代形容詞用法辞典』pp. 525-526)との指摘があるように、両表記の使い分けの基準は明確ではない。意味と漢字表記との関連については「異なった文字を用いているから別義としてよいとは簡単に言い切れない」(国広 1982: 130)との指摘もある。

2) 「N」は「名詞」を表す。以下同様。

る。一般に固有名詞が修飾される場合には非制限的修飾となる³⁾。たとえば「賢い田中さん」という場合、固有名詞「田中さん」が誰を指示するのかは修飾の有無に関わらず特定されており、そこへ「賢い」という属性が付与されている。

「丸のN」「丸いN」、「四角のN」「四角いN」は、いずれも制限的修飾として用いられる。次に示すのは制限的修飾の例である。

(5) 丸の／丸いクッキー型で生地を抜く。

(6) 四角の／四角いクッキー型で生地を抜く。

「クッキー型」にはさまざまな形のものがある。つまり「丸」や「四角」以外の型の存在が容易に想定される。このとき「丸の／丸い」あるいは「四角の／四角い」は、さまざまな形の「クッキー型」のうち、それぞれ丸形や四角形のモノを部分集合として切り出す働きをしている。

2.2 非制限的修飾

いっぽう非制限的修飾の場合、名詞「丸のN」「四角のN」を用いると不自然である。まず「丸のN」から見ていく。

(7) 丸い満月が頭上で輝いていた。

(8) *丸の満月が頭上で輝いていた。

(9) その夜はそれは美しく丸い満月が出ていた。(『土の中の馬賊の歌』)

(10) *その夜はそれは美しく丸の満月が出ていた。

「満月」は通常円形であり、それ以外の形、すなわち「丸くない満月」は想定されない。したがって「丸い／丸の」を付加しても被修飾名詞が限定されることはなく、非制限的修飾となる。この場合「丸い満月」は自然であるが「丸の満月」は容認し難い。

同様に円形、球形が通常であるものに「輪」や「ボール」がある。次例に示すように、このときも同じく「丸のN」は不自然となる。

(11) 下賤の者ならば、おや指と人さし指で、丸い輪を作って見せるところだが。そんなことはしない。(『丹下作膳』)

(12)??下賤の者ならば、おや指と人さし指で、丸の輪を作って見せるところだが。そんなことはしない。

(13) コンピュータのマウスの中には丸いボールが入っている。

(14)??コンピュータのマウスの中には丸のボールが入っている。

以上の事実から、「丸いN」を非制限的修飾として用いることには問題がないが、「丸のN」の場合、不自然であることがわかる。

3) むろん、固有名詞が被修飾名詞となれば必ず「非制限的修飾」であるというわけではない。たとえば「出会ったころの田中さん」であれば制限的修飾であると考えられる。

次に「四角のN」について見る。「四角のN」も「丸のN」と同様に、非制限的修飾には馴染まない。

次の例は「紙（原稿用紙）」（例文(15)）、「風呂敷」（例文(16)）、「和本箱」（例文(17)）が被修飾名詞となる場合である。これらは一般的に四角以外の形のものとは想定しにくく、これらを修飾する場合に「四角の」あるいは「四角い」を用いると非制限的修飾となる。そして、このとき「四角い」を用いることに問題はない。

(15) こんなさっぱりと四角い紙に気持よく朱の線の通っている原稿紙がやがて、昔話になるかもしれませんね。（『裏毛皮は無し』）

(16) 「これを鶴原家へ持ってゆけ」と四角い縮緬（ちりめん）の風呂敷包みを渡された。（『あやかしの鼓』）

(17) この白髭の丸形のお爺さんは白い襟をちょい出して、黒い着物で、大きい四角い和本箱が二重に鴨居より高くつまかさねてある座敷にペシャンコな座布団して、片手をすこし遠くはなして漢文をよんでいるところを映されています。

（『獄中への手紙』）

ところが、上の例文中の「四角い」を「四角の」に代え、それぞれ「四角の原稿用紙」「四角の風呂敷」「四角の和本箱」とすることはできない。次例においても「四角い」を「四角の」に置き換えることは難しく、これらの例文からも「四角のN」が制限的修飾に馴染まないことがわかる。

(18) 卓子（テーブル）の上を見ると、そこに見慣れない四角い封筒が載っているのを発見した。（『俘囚』）

(19) 白い壁をめぐるした四角い部屋の中に机を持ちこんで、ボンヤリと肘（ひじ）をついている。（『蠅』）

非制限的修飾であるとの解釈が一般的であるような文脈においてあえて「四角のN」を用いると、制限的修飾であるとの含みが出る。このことは、次の例に端的に表れている。

(20) 「四角の本が出るのよ」ってマダムが言ってるから、本は全部四角なのにヘンなの～、ってぼくは思ってたんだ。「丸い本や三角の本も出るといいね！」って言ったら、編集部のおねえさんたちはみんな、きょとんとしちゃった。どうして？ えっ、「資格の本」なの!!（www.pasotomo.com/merumaga/backnumber/20030919.html）

「本」は人工物であるためにさまざまな形状のものがあり得るが、通常その形は四角である。しかし、「四角の本」は非制限的修飾とは解釈され難い。この例では、書き手は最初「資格の本」を「四角の本」と聞き違えている。その上で「四角の本」という表現が使われる以上は「丸」や「三角」の本の存在が前提となっているはずだ、と解釈している。

3. 客観的定義機能

3.1 非制限的修飾の多様性

ところが、非制限的修飾として「丸のN」や「四角のN」が自然に用いられる場合がある。次例はその例である。

- (21) おもな爪の形は、四角のスクエア、スクエアの角を丸くしたスクエアオフ、卵形のオーバル、先端がとがったポイントの4種類。
- (22) ウォールナット材の灰皿です。中央のガラスは取り外し可能なため洗浄できます。中心が四角のスクエアタイプと中心が丸のサークルタイプがあります。

(http://www.pridestudy.com/007goods/so_20/index.html)

これらはいくまでも非制限的用法であると考えられる。四角ではない「スクエア」や四角ではない「スクエアタイプ」、丸ではない「サークルタイプ」が存在することが前提となっているわけではない。この事実はどうのように考えればよいのだろうか。

加藤（2006）は、非制限的修飾がさまざまな機能を持つこと、そしてそのひとつとして「客観的定義機能」があることを指摘している。この分類に基づいて見てみると、(21)(22)は「客観的定義機能」に相当する。

「客観的定義機能」とは、「主名詞に対してその語義を定める、すなわち辞書的な定義、あるいは一般に広く認められ社会的に通用している定義を与える、または再確認の意味で提示する修飾」（p. 13）である。加藤（2006）は次の例をあげている。

- (23) 大手百貨店の松坂屋（名古屋市）が東京・上野店の社員に時間外賃金を払わない「サービス残業」をさせたとして、上野労働基準監督署が労働基準法に基づき是正勧告していたことが分かった。（朝日新聞 2003. 11. 6、加藤 2006：例文(12)）
この場合、「サービス残業とは時間外賃金が払われない残業のことである」という定義文として言い換えることが可能である。この事実が示すように「時間外賃金が払われない」とは「サービス残業」そのものの法律上の定義となっている。

非制限的用法の機能としては「客観的定義機能」以外に「情報付加、説明挿入」「任意定義機能」などがある。⁴⁾「情報付加、説明挿入」「任意定義機能」は、それぞれ次の(24)(25)に相当する。

- (24) 今春大学を卒業した妹
- (25) 声が命のソプラノ歌手

「今春大学を卒業した妹」という場合には、単なる情報付加である。そして「声が命のソプラノ歌手」と言う場合、「話者が主名詞をどういう性質、特徴を持つものとして捉

4) 他に「待遇表現の機能」があげられている。

えるのか、という主張」(p. 13)が見られ、これは「任意定義機能」を持つ。これらはいずれも、被修飾名詞を定義する機能は担っていない。

以上のような観点から見てみると、先の例文(21)(22)は「客観的定義用法」を持つと考えられる。このことは次の操作、すなわち定義文への置き換え操作によって確かめることができる。

- (26) スクエアとは、四角の爪の形のことである。
- (27) スクエアタイプとは、(中心が)四角のタイプのことである。
- (28) サークルタイプとは、(中心が)丸のタイプのことである。

以上の事実から、「丸のN」や「四角のN」は非制限的修飾であっても「客観的定義機能」を持つ場合であれば、容認されると考えられる。次節ではこの点について考察をすすめる。

3.2 客観的定義機能と名詞による修飾

客観的な定義においては、属性の付与と指示が相即的である。たとえば例文(21)の場合、「四角」という属性によって、「スクエア」がどれであるのかが指示可能となる。そして「スクエアオフ」や「オーバル」など他のモノとの相違が示される。したがって、「四角のスクエア」という表現の背景には、次のようなモノと属性との関係が存在する。

- (29) (モノ) : (属性)
- スクエア : 四角
- スクエアオフ : 四角の角を丸くした形
- オーバル : 卵型
- ポイント : 先の尖った形

「四角」が「スクエア」の指示を可能とする属性である以上は、「四角の角を丸くした形」や「卵型」など「他の形状との対比の中で」捉えられている必要がある。

この「他の形状との対比の中で」という点から見ると、「客観的定義機能」を持つ非制限的修飾は制限的修飾と同じ構造を持つ。このことを次の例文(30)(31)について見てみよう。(30)(31)は制限的修飾の例である。

- (30) 丸のクッキー型で生地を抜く。
- (31) 四角のクッキー型で生地を抜く。

「クッキー型」にはさまざまな形のものがあり、当然のことながら丸や四角ではないクッキー型の存在も想定される。これらの例文における修飾関係を、(29)と同様の形で示すと次のようになる。

(32) (モノ) : (属性)

クッキー型 : 丸
 : 四角
 : 星型
 : 花型 (など)

この場合、(29)とは異なりモノと属性との対応関係が一对多である。しかし「四角のクッキー型」も「四角のスクエア」も、ほかの形状との対比の中で属性(形状)について述べているという点では同じである。(29)の場合、被修飾名詞「スクエア」の形状は四角のみであるが、文脈中における他の形状との対比の中で、「スクエア」の形状について述べられている。(32)の場合には、被修飾名詞「クッキー型」そのものがさまざまな形状を持つのが通常であるため、語の意味的な力によって他の形状との対比が生じる。つまり、いずれも「コンテキストに存在するほかの形状との対比の中でNの性質(形状)について述べ」ている。ここから「丸のN」「四角のN」の使用条件は次のようにまとめられる。

(33) 「丸のN」「四角のN」 : コンテキストに存在するほかの形状との対比の中で、
 Nの性質(形状)について述べる。

3.3 ほかの形状との対比

「丸の／四角のN」の使用条件を(33)のように捉えるとき、重要なのは「コンテキストに存在するほかの形状との対比の中で」という点にある。例文(21)のように「四角のスクエア」と言う場合、これが「客観的定義機能」を持つ以上、その属性選択の前提となるセットは次の(34)のようなものではなく、(29)で見たような文脈中に存在する形状のセットでなければならない。

(34) (モノ) : (属性)

スクエア : 四角
 : 流行
 : 都会的 (など)

(34)は単なる非制限的修飾と同じ構造を持つ。たとえば「丸の満月」は非制限的修飾であり、容認され難い。それは次に示すような属性のセットから「丸い」という属性が取り出されているだけで「ほかの形状との対比」がなされていないからだと考えられる。

(35) (モノ) : (属性)

満月 : 丸い
 : 美しい
 : 清らか (など)

先行研究においては、単に被修飾名詞の属性のセットの中からひとつの属性を取り出す場合に「四角の／丸のN」が用いられるという指摘がなされることがある。大島（1998）は「ノ型連体句」（「XのN」）は、連体修飾節の機能である「属性限定」と「集合限定」に相当する」（p. 49）機能を持つ、と述べている。ここでいう「属性限定」とは、「主名詞」（被修飾名詞）の持つ「複数の属性（“P, Q, R…”）の中からある属性“P”を取り出し「他の“Q”“R”はともかく、属性“P”を持った…」という形で主名詞を修飾する」（大島 1995：115）ことである。そして、それにより行われる部分集合の切り出しが「集合限定」である。

本稿の主張は「丸のN」「四角のN」の成立のためには、単に属性のうちのひとつが取り出されるだけではなく、さらに「コンテキストに存在するほかの形状との対比の中で」という条件が必要となるのだという点にある。このように考えることで、「丸の／四角のN」が、被修飾名詞の真部分集合を切り出す機能を持つだけではなく、被修飾名詞そのものを取り出す機能（客観的定義機能）を持つことが明らかになる。「丸のN」や「四角のN」における「丸」や「四角」は被修飾名詞Nの属性について述べるだけではなく、コンテキストの中に存在するモノの中から「丸」や「四角」のモノを指示する機能を持つのである。

4. 非典型的形状

前節までの考察においては、丸や四角が、円形、球形や四角形またはそれに近い図形を表示するために用いられる例について見てきた。本節では丸や四角がこのような典型的な図形の表示という意味からずれていき、角の尖りを問題にする場合について見ていく。

(36) 田中さんの字は丸い字だ。

(37) 田中さんの字は四角い字だ。

この例では、字の角の部分が尖っているか、曲線であるかが問題とされている。このとき、「丸のN」「四角のN」を用いると不自然である。

(38) *田中さんの字は丸の字だ。

(39) ??田中さんの字は四角の字だ。

この事実は、先の仮説によって説明可能である。図形ではなく角の尖り具合を問題にする場合には、尖っている状態から丸みを帯びた状態までが連続的であり「他の形状との対比」が明確にはならない。したがって「丸の／四角のN」が用いられないのだと考えられる。

しかし、次の例に示すように、「体」「顔」「顎」などが被修飾名詞となる場合、丸と四角との間に相違が生じ、同じように角の尖りを問題にしているのであっても、「四角

のN」のみ容認度が上がる。

- (40) 良子は丸い顔／体／顎をしている。
- (41) *良子は丸の顔／体／顎をしている。
- (42) 良子は四角い顔／体／顎をしている。
- (43) 良子は四角の顔／体／顎をしている。

次に示すのは「四角の顔」「四角の体」が用いられている実例である。

- (44) 「こんな紐（ひも）なぞつけて来るからなおいけない、露見のもとだ、何よりの証拠だ」と、法科の上田がその四角の顔をさらにもっともらしくして言い（以下略）
（『あの時分』）
- (45) 階下の戸を開けっ放した室で年とった四角の体の男が時々来て残務整理をやった。
（『ロンドン一九二九年』）

次の例文は「丸い体」「丸い顎」が用いられている場合であるが、この「丸い」を「丸の」に変えると容認度が下がる。

- (46) 彼女が、丸い体の重みで幾分踵をひくような歩きつきをしながら雪明りの室の中からそれより白い姿を消してしまうのを見送っていたエレナが（以下略）、
（『子供・子供・子供のモスクワ』）
- (47) 広い罫の陰から、丸い顎を仰向けるようにして朗らかな天を仰いだ眼を落すと、彼女は、ちょっと眉を顰（しか）めるようにして、彼方に光っている鈍銀の窓々を見た。
（『美しき月夜』）

以上のように、被修飾名詞が「体」「顔」「顎」などの場合、「四角のN」の容認度は高いが「丸のN」は不自然である。この理由は次のように考えられる。

「体」「顔」「顎」などの人間の体は、ロボットなど人工物とは異なり、角が穏やかであると認識されるのが通常である。すなわち、これらを形容するのに「丸のN」を用いると、非制限的修飾と解釈されやすい。これに対し「四角のN」を用いた場合、前提となる角張っていない体との対比が生じ、制限的修飾であると解釈されやすい条件が整う。

以上のように、丸や四角が典型的な円形や球形、四角形といった図形からずれた意味を表す場合に見られる諸現象も「コンテキストに存在するほかの形状との対比の中でNの性質について述べる」という記述を支持する。

5. おわりに

形状を表す名詞「丸のN」「四角のN」の使用条件について、対応関係を成す「丸いN」「四角いN」と比較しつつ考察を行った。「丸のN」「四角のN」は「コンテキストに存在するほかの形状との対比の中で、Nの性質（形状）について述べる」場合に用いられると考えられる。

ここでの主張の主眼は「コンテキストに存在するほかの形状との対比の中で」という点にある。単に被修飾名詞Nの属性の中からひとつを取り出すだけでなく、それがコンテキストの中でほかの形状との対比を成していることが必要なのである。このことは「丸のN」「四角のN」における「丸」「四角」それ自体が、コンテキストの中にあるモノのうち「丸」や「四角」のモノを指示する機能を持つことを示している。

このように考えることで「丸のN」「四角のN」が限定用法に馴染むこと、非制限的用法であっても「客観的定義機能」を持つ場合であれば用いることができること、さらにはこれらの非典型的な用法、すなわち角の尖り具合を表す場合のふるまいについても説明が可能となる。

本稿における考察の結果は、木下（2006）における色彩用語についての考察結果とほぼ一致する。色彩形容詞と本稿で考察を行った形状形容詞は、いずれも絶対形容詞である。今後はこれら絶対形容詞と名詞との対立について色彩と形状との相違を含めて整理するとともに、絶対形容詞・名詞の対立と、「遠い」「多い」など、相対形容詞・名詞の対立との関連性について考察を進めていきたい。

実例の出典

作品名の表示がなされている例文は、青空文庫（www.aozora.gr.jp/main.html）による。URLの示されている例文は、検索エンジンGoogleによる。検索は2006年11月。

参考文献

- 大島資生（1995）「「は」と連体修飾節構造」『日本語の主題と取り立て』くろしお出版 pp. 109-138
- （1998）「現代日本語における「Xの」の諸相」『東京大学留学生センター紀要』8号 pp. 43-69
- 加藤重広（2003）『日本語修飾構造の語用論的研究』ひつじ書房
- 加藤万里（2005）「日本語の制限・非制限修飾に関する一考察」『日本語文法』5巻1号 pp. 3-19
- 木下りか（2005）「形容詞の装定用法をめぐる位置考察—「遠い」「多い」の場合—」『大手前大学人文科学部論集』第5号 pp. 25-35
- （2006）「色彩を表す名詞の連体修飾用法—「赤のN」と「赤いN」—」『大手前大学人文科学部論集』第6号 pp. 29-39
- 金水敏（1986）「名詞の指示について」『築島裕博士還暦記念国語学論集』明治書院 pp. 467-490
- 国広哲弥（1982）『意味論の方法』大修館書店
- 沢田奈保子（1992）「名詞の指定性と形容詞の限定性、描写性について—色彩名詞と色彩形容詞の使い分け要因の分析から—」『言語研究』102 pp. 1-16
- 鈴木康之（2006）「ノ格の名詞と名詞とのくみあわせ—鈴木康之・彭広陸・中野はるみの研究をふりかえって—」『ことばの科学』（その11）むぎ書房 pp. 49-62
- 寺村秀夫（1991）『日本語のシンタクスと意味』くろしお出版
- 外池滋生（1990）「「の」の論理形式—「は、が、も」の論理形式に続いて」『明治学院論叢』446

形状を表す名詞と形容詞の対立をめぐって

pp. 69-99

益岡隆志・田窪行則（1992）『基礎日本語文法—改訂版—』くろしお出版

辞典

飛田良文・浅田秀子（1991）『現代形容詞用法辞典』東京堂出版